

身体拘束等の適正化のための指針

株式会社 S o L A
いいね！訪問介護事業所

当法人各事業所における身体拘束適正化のための指針を次のとおり定める。

1. 事業所における身体拘束適正化に関する考え方

(1) 基本的な考え方

身体拘束は、利用者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、利用者の能力や権利、尊厳を奪うことにつながりかねない行為である上にその家族にも大きな精神的負担を与え、さらに職員も士気および支援技術の低下に繋がるものである。利用者一人一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、身体的・精神的に影響を招く恐れのある次の身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しない。

- ①車椅子やベッド等に縛りつける。
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

<参考>厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

(2) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止とする。

(3) 拘束を行う基準について

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の 3 要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

- ① 切迫性 : 利用者等本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 非代替性 : 身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合
- ③ 一時性 : 身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合

以上の 3 要件を満たし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には以下の手続きを取るものとする。

- 1) 組織による決定、必要な場合は計画書等に記載。
- 2) 本人・家族への十分な説明
- 3) 行政への相談、報告
- 4) 必要な事項の記録

(4) 日常的支援における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただけるように努める。

(5) 情報開示本指針は各事業所掲示場所に掲示・掲載するとともに、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

2.身体拘束適正化を図る体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置 当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会（以下、「委員会」とする）を設置し、その結果について全職員に周知徹底を図る。なお「虐待防止検討委員会」と同時に開催することができるものとする。委員会は定期的に行われる委員会議内での開催と、身体拘束の適否判断を緊急に要する場合の適宜開催（適時委員会）の 2 種類とする。

(2) 委員会の設置目的

- ① 事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

(3) 委員会の構成員委員会の構成員は管理者または事業所の担当者とし、委員長と副委員長を各 1 名選出する。副委員長は委員長の業務を補佐し、委員長不在など緊急時には委員長の代役を務める。

3.やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

- ① やむを得ず身体拘束を必要とする場合は身体拘束適正化委員会にて協議する。
- ② 協議の上で身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、事業所管理者が利用者等及び家族等に対する説明書を作成する。
- ③ 身体拘束を行っている間は経過観察を行い、経過観察シートを用いて身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。
- ④ 上記①～③の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体拘束等を解除する。その場合、本人および家族等に報告する。

4 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束適正化のため、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時に身体拘束適正化研修を実施する。研修の内容としては、身体拘束適正化に関する基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発 するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束適正化に資する内容とする。なお、身体拘束適正化のための研修は虐待防止研修と一体化して行うことができる。

5 指針の提示について

利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

附 則

この指針は、令和6年5月1日より施行する。